

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

安全で快適な漁業活動を支えるみなとづくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

大分県

3. 地域再生計画の区域

中津市及び豊後高田市の区域の一部（高田港及び今津漁港）

4. 地域再生計画の目標

高田港及び今津漁港は、前面に豊前海を望み、背後には広大な平野が広がる大分県の北部に位置している。

豊前海地域は、遠浅の地形で、潮の干満差が4 mにも及ぶため、広大な干潟が発達しており、日本三大干潟のひとつにも数えられている。

こうした漁場環境から、干潟域では主にアサリを主対象とする採貝業やノリ養殖業が営まれ、沖合の浅海域では主にエビ類やカレイ類を主対象とする刺網、小型底曳網、小型定置網等の沿岸漁船漁業が営まれている。また、豊前海の代表的な水産物であるガザミの全国有数の生産地になっている。

しかしながら、その地形の特性により沿岸にある港や漁港では、航路や泊地は慢性的に埋塞し、また冬季風浪の影響もあることから、漁船等小型船舶の安全な航行、安定した漁業活動に支障が生じている状況にある。

本計画の対象とする高田港と今津漁港においても、航口部の慢性的な埋塞による航路水深の不足が原因となり、出漁機会が制限されたり、漁船のスクリュー損傷事故等が生じたりと漁業活動に支障をきたしている。これまでも対策を実施してきたが現時点でもなお不十分な状況にあることから、漁業活動に配慮しつつ、本計画により防砂堤の整備と航路浚渫を推進することにより、航路の埋塞を防止し出漁機会を増加させ、安全で安定した漁業活動の確保を図る。

また、今津漁港においては、冬季には断続的に強い風浪の影響を受けて過酷な状況下で漁業活動を行っており、出漁準備と車両通行の区分が不明確な範囲も残っていることから、施設整備により安全で快適性の高い準備・陸揚げ作業の実現を図る。

一方、対象地区における近年の漁獲量は横ばいないし漸減する傾向にあり、さらに魚価の低迷により、漁家経営は極めてひっ迫している。このため、市場価値が高い魚介類の安定的な生産を得るために、資源量の増大を含めた早急な対策が

望まれている。

よって、これまでの整備に継続して、計画的に増殖場及びこれと連携した魚礁漁場の整備を進め、漁家経営の向上安定と資源量の維持を図る。

これらの漁業振興策は、漁獲量の維持さらには増加に繋がるものと考えており、豊前海で獲れる新鮮な魚介類の安定供給を通じて地域振興の推進を図ってまいりたい。

(目標1) 高田港、今津漁港における漁船等の安全性の向上

(年間出漁日数の増)

高田港 : H21 年度 150 日 → H28 年度 200 日

今津漁港 : H21 年度 170 日 → H28 年度 200 日

(航路の異常埋塞軽減による安定した漁業活動の実現)

(目標2) 漁民一人あたりの年間漁獲量の維持向上

(年間漁獲量の増)

豊前海地区 : H21 年度 2.0t/人 → H28 年度 2.3t/人

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

各港の漁業形態にあった施設の整備を行う。

高田港は、航口部での航路浚渫及び防砂堤整備をすることにより、航路の埋塞を防止し、安全で安定した漁業活動の確保を図る。

今津漁港は、航路浚渫により出漁日数を増加させ、かつ水深を確保することで漁船の損傷事故等を防ぎ、安全で快適な漁業活動を支援する。さらに防砂堤整備を行うことで航路の埋塞を防止し、安定した漁業活動の実現を図る。また、現在吹きさらしの中での作業を余儀なくされているため、外郭施設に防風柵を設置し、安全な準備・陸揚げ作業の実現を図るとともに、漁港内に道路整備を行うことで、出漁準備と車両通行の場を分離することにより、漁民の安全な就労環境を確保する。

加えて、幼稚魚の保護・育成の場となる増殖場及び漁業効率の向上に資する魚礁漁場の整備を推進する。

5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

港整備交付金を活用する事業

【施設の種類の事業主体】

- ・ 港湾施設（高田港） 大分県
- ・ 漁港施設（今津漁港：第一種漁港） 大分県

【整備量】

- ・ 港湾施設（高田港）・・・外郭施設、水域施設
- ・ 漁港施設（今津漁港）・・・外郭施設、水域施設、輸送施設

【事業期間】

- ・ 港湾施設 平成 24 年度～平成 27 年度
- ・ 漁港施設 平成 23 年度～平成 27 年度

【事業費】

- ・ 総事業費 1,110,000 千円
 - 港湾施設 300,000 千円（うち交付金 120,000 千円）
 - 漁港施設 810,000 千円（うち交付金 405,000 千円）

※なお、上記事業の整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

5-3 その他の事業

〔水産環境整備事業〕 豊前海地区

これまでも幼稚魚の保護・育成場造成を目的に増殖場を整備し、これらと連携させる形で大規模な人工魚礁漁場を整備してきたところであり、今後も県において計画的に増殖場及び魚礁漁場の整備を進める。

6. 計画期間

平成 23 年度～平成 27 年度（5 ヶ年）

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4 に示す数値目標に照らし状況を調査、評価する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図り、施設の整備状況等について評価・検討を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし